

関東地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者の皆様へ

★令和2年4月1日～経営事項審査の運用変更について

関東地方整備局管内9都県（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の経営事項審査における運用変更について、以下の通りお知らせします。

変更箇所	変更前（R2.3.31受付分まで）	変更後（R2.4.1受付分から）
①標準処理期間（申請から結果通知書発行までの期間）	都県受付後、関東地整に書類が届いてから5週間程度。	繁忙期（7～10月）においては7週間程度、繁忙期以外は5週間程度（どちらも受け付けた週は除く）。
②申請書類の受付及び不備への対応について	行政庁から不備を指摘し、その部分をFAXや郵送で補正。	<p>コロナウィルス感染拡大防止のため、申請書類の受付は原則郵送により受け付けます。</p> <p>書類が不足していた場合は、不足分を後日持参又は郵送（<u>受付印は不足分の提出が確認できた時点で押印</u>）。</p> <p>但し、やむを得ない事情により持参する場合には受けのみ行います。（予備審査は行いません。受付印は持参当日に押印します。）</p> <p>※申請書類等をやむを得ない事情により持参する場合はマスクの着用、アルコール消毒の徹底等の措置をお願いします。</p>
③001、002及び099資格の技術職員名簿一覧表	申請書の技術職員の該当者全員分を記載。	<p>申請書の若年技術職員（35歳未満）の該当者のみ記載。</p> <p>※35歳以上は該当者でも記載不要。</p> <p>※監理技術者資格者証から実務経験を確認できる場合は省略可。</p>
④技術職員名簿の講習受講について（講習受講欄に1が入っている技術職員のうち、 <u>確認資料で1の要件を満たしていることが確認できない場合</u> ）	行政庁から不備を指摘し、その部分をFAXや郵送で補正。	<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者資格者証若しくは講習修了証の有効期限が切れている場合又は審査基準日後に取得している場合 ・監理技術者資格者証の有する資格にない資格が記載されている場合 ・確認資料が不鮮明で読み取れない場合 ・その他 <p>→<u>職権で講習受講2に訂正（補正連絡はいたしません）。</u></p> <p>★詳細はHP上に掲載しています。※別紙2</p>
▲ 申請内容に誤りがないか、今一度ご確認をお願いします ▲		
⑤工事経歴書に添付する契約書等について	経審を受審する各業種の、工事経歴書に記載されている工事のうち元請・下請の区別なく上から5件分。	申請者の負担軽減の観点から、現在、確認書類の削減等について検討を進めているところです。詳細は確定次第HPでご案内します。
⑥建設技能者について	加点対象外。	登録基幹技能者と同等と評価されるレベル4の建設技能者には3点、技能士1級と同等と評価されるレベル3の建設技能者には2点の評価を予定しています。変更内容については確定次第HPでご案内します。